

令和4年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会

会 議 録

令和4年11月11日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会



---

令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録

令和4年11月11日(金) 午後2時開議

鹿児島県水産会館 6Fホール

---

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 同意第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について
- 日程第 5 認定第 1号 令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 6 認定第 2号 令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件
- 日程第 7 議案第 8号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 9号 令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(12人)

1 番	下 鶴	隆 央	議 員	7 番	川 越	信 男	議 員
8 番	中 屋	謙 治	議 員	10 番	塗 木	弘 幸	議 員
11 番	橋 本	欣 也	議 員	12 番	森 山	良 和	議 員
14 番	仮 屋	良 二	議 員	15 番	神 崎	文 男	議 員
16 番	宮 原	順	議 員	17 番	徳 永	留 夫	議 員
19 番	竹 田	泰 典	議 員	20 番	前	徹 志	議 員

---

欠席議員(8人)

2 番	川 越	桂 路	議 員	3 番	豊 留	榮 子	議 員
4 番	野 畑	直	議 員	5 番	椎 木	伸 一	議 員
6 番	下 川 床	泉	議 員	9 番	下 平	晴 行	議 員
13 番	小 園	裕 康	議 員	18 番	鎌 田	愛 人	議 員

---

説明のため出席した者(13人)

広域連合長	中 西	茂 君	副広域連合長	永 野	和 行 君
事務局長	松 元	祐 成 君	総務課長	川 越	吉 成 君
業務課長	有 島	茂 穂 君	総務課主事	松 尾	美 優 君
業務課主査	山 下	純 弘 君	業務課主査	宮	一 穂 君
業務課主事	児 玉	華 奈 君	業務課主事	今 村	直 也 君
業務課主事	片 山	哲 治 君	業務課主事	副 島	優 作 君
業務課主事	徳 田	愛 果 君			

---

職務のため出席した者(2人)

事務局次長	桐 野	義 之 君	事務局主事	長 川	浩 也 君
-------	-----	-------	-------	-----	-------

＝開会：午後２時＝

○副議長（神崎 文男君） 川越議長が欠席しておりますので、議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。神崎でございます。よろしくお願いいたします。

これより、令和４年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○副議長（神崎 文男君） この際、諸般の報告をいたします。

配布いたしましたとおり、まず議員異動の報告がございます。

本年２月開催の令和４年第１回定例会以降の広域連合議会議員の異動については、配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、配布しましたとおり、監査委員から地方自治法第１９９条第９項の規定による「令和４年度定期監査」、及び同法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、配布いたしました議事日程「第１号」のとおりであります。

○副議長（神崎 文男君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、令和４年４月７日付け、及び令和４年７月１５日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、下平晴行議員、下川床泉議員、椎木伸一議員、及び前徹志議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、下平晴行議員を９番、下川床泉議員を６番、椎木伸一議員を５番、及び前徹志議員を２０番に指定いたします。

○副議長（神崎 文男君） それでは、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号８番 中屋謙治議員、及び議席番号１７番 徳永留夫議員を指名いたします。

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日１日といたしたいと思っておりますが、御異議ございません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第4 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について」を議題といたします。

ここで広域連合長の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 議案書の1ページをお開きください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明申し上げます。

当広域連合の副広域連合長の選任につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第162条、及び広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

選任いたしたい方は、肝属郡肝付町永野和行氏で現肝付町長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について採決いたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

〔永野和行副広域連合長 議場へ入場〕

○副議長（神崎 文男君） ただいま、副広域連合長に選任されました、永野和行氏から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

永野副広域連合長。

〔永野和行副広域連合長 起立〕

○副広域連合長（永野 和行君） 議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただきました、肝付町長の永野和行でございます。

本制度の運営にあたり、県内約26万1千人の被保険者の皆様に信頼され、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、中西広域連合長を補佐し、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。副広域連合長就任に当たりましての挨拶にさせていただきます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

〔永野和行副広域連合長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） ここで、中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、議員の皆様には大変御多用中、御出席を賜りまして厚くお礼申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方を始め、関係機関の御理解と御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

また、ただいま、永野副広域連合長の選任について、御同意いただき改め



てお礼申し上げます。

さて、本年10月から、一定以上の所得のある後期高齢者の皆様の窓口負担が2割に引き上げられました。今後、団塊の世代が後期高齢者となり始める中、現役世代の負担を少しでも減らし、負担能力のある高齢者の皆様に可能な範囲での御負担をいただくことで、国民皆保険の維持に資するという趣旨の改正でございます。

本県の被保険者数については、本年4月1日現在で約26万1千人でしたが、全ての団塊の世代が75歳に到達する2025年には約29万人になると推計されております。

また、被保険者一人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療費の高度化等に伴い、年々増加していくものと推定をされております。

広域連合といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などの高齢者の健康の保持増進の取組を推進するとともに、医療費全体の適正化を図って参りたいと考えております。

本日は、令和3年度一般会計、特別会計決算認定並びに令和4年度一般会計、特別会計補正予算の議案を提出しております。何卒慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いたします。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第5 認定第1号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、認定第1号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、9 ページをお開きください。

表の一番下の歳入合計欄を御覧ください。

予算現額 8, 865 万 8 千円に対し、調定額、収入済額ともに 8, 869 万 3, 188 円で、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出合計欄を御覧ください。

予算現額 8, 865 万 8 千円に対し、支出済額は 8, 406 万 8, 832 円でございます。

歳入歳出差引残額は 462 万 4, 356 円となり、純繰越額として翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを説明させていただきます。

14 ページ、15 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金、並びに 2 款 1 項 繰越金は、共に、全額が収入済みとなっております。

次に、歳出でございます。

16 ページ、17 ページをお開きください。

1 款 1 項 議会費は、議員報酬、費用弁償、議場音響設備及び会議録作成委託料、会場借上料が主な支出でございます。

2 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費は、総支出額 8, 400 万円余りのうち 4 分の 3 を占める 18 節 負担金、補助及び交付金 6, 300 万円余りを総務課関係派遣職員 8 人に係る給与等負担金として支出した他、事務室等の借上料及び幹事会運営委員会の旅費などの支出でございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。

2 項 選挙費は選挙管理委員会、広域連合長選挙、及び議会議員選挙にかかるものでございます。3 項 監査委員費は、委員報酬及び費用弁償などでございます。

3 款 1 項 予備費は、充用はありませんでした。

不用額の総合計は 458 万 9, 168 円となっております。

なお、一般会計歳出決算参考資料を別冊の議案説明資料の1ページから3ページに添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案書27ページの財産に関する調書を御覧ください。

1 公有財産につきましては、該当はございません。

2 物品につきましては、取得価格が100万円以上のものを掲載しておりますが、令和3年度中の増減はございません。

3 債権及び4 機器につきましては、該当はございません。

次に61ページから監査委員の決算審査意見書を添付してございます。

67ページをお開きください。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計につきまして、令和4年7月28日に監査委員の審査を受け、「第4 審査の結果」にありますように、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」という審査結果を受けております。

次に、95ページをお開きください。

主要な施策の成果説明書として令和3年度の事業実績等を記載しております。これにつきましても、後ほど、お目通しをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第6 認定第2号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、認定第2号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の34ページ、35ページをお開きください。

表の一番下にございます歳入合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,818億2,766万5千円に対し、調定額合計2,859億6,555万4,308円、収入済額合計2,859億4,461万9,786円、不納欠損額合計45万355円、収入未済額合計2,048万4,167円となっております。

36、37ページをお開きください。

表の一番下の歳出合計欄を御覧ください。

予算現額合計2,818億2,766万5千円に対し、支出済額合計2,778億6,264万6,019円で、不用額合計は39億6,501万8,981円となっております。

歳入歳出差引残額は36ページの表の下段欄外にございますが、80億8,197万3,767円となり、翌年度へ繰り越しております。

それでは、事項別明細書に従いまして、主なものを説明いたします。

40、41ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 1目 事務費負担金につきましては、調定額全額が収入済みとなっております。

2目 保険料等負担金につきましては、市町村で徴収し、納入いただい

た保険料収入額が見込みより多かったため、予算現額に対して1, 246万1, 462円の収入増となっております。

2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額に対して26億6, 862万7, 625円の収入増となっておりますが、これは交付額が交付申請額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分につきましては、令和4年度での精算となります。

2項 国庫補助金 1目 調整交付金につきましては、予算現額に対して、17億985万6千円の収入増となっております。

42ページ、43ページをお開きください。

3款 県支出金 1項 県負担金 1目 療養給付費負担金につきましては、予算現額に対して、7, 740万2, 452円の収入増となっております。

この県支出金につきましても、国庫支出金同様に令和4年度での精算となります。

4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金につきましては、現役世代からの支援金でございますが、予算現額に対して、12億3, 793万4, 525円の収入増となっております。

5款1項1目 特別高額医療費共同事業交付金につきましては、予算現額に対して、3, 851万3, 305円の収入減となっております。

7款 繰入金 1項1目 運営安定化基金繰入金につきましては、療養給付費が見込みより減少したため、繰り入れを行わなかったことによるものとなります。

44ページ、45ページをお開きください。

8款 諸収入 3項 雑入 1目 第三者納付金につきましては、収入未済額635万9, 215円となっております。

これは、広域連合が加害者に直接請求している第三者損害賠償金の未納分であり、翌年度への滞納繰越となります。

2目 返納金につきましては、45万355円の不納欠損処理を行っております。

また、収入未済額は、1, 412万4, 952円となっております。

返納金の主なものは、九州厚生局及び県による保険医療機関等に対しての指導監査等の結果に伴う診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費の返納金でございます。

収入未済につきましては、翌年度への滞納繰越となります。

次に、歳出でございます。

46、47ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費は、主に後期高齢者医療電算システムの保守運用委託料や後期高齢者医療電算処理システムの賃借料、業務課派遣職員19人に係る人件費等負担金などに加えて、マイナンバーカード取得促進にかかる経費となり、不用額の主なものは、旅費や役務費、委託料の執行残でございます。

2項 医療費適正化事業費 1目 レセプト点検事業費は、主に診療報酬明細書等の二次点検業務委託等で、不用額の主なものは、委託料の執行残でございます。

2目 訪問指導事業費は、主に各種訪問指導事業に係る委託料等でございます。重複頻回受診者への訪問や、要医療者等への訪問指導事業で訪問指導を実施いたしました。

不用額の主なものは、委託料の執行残でございます。

3目 医療懇話会費は、医療懇話会に係る委員報酬や会場使用料が主なもので、令和3年度は2回開催いたしました。

4目 医療費通知事業費は、医療費通知に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、年3回、約78万5千件の通知書を発送しております。

5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る委託料が主なものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。

6目 後発医薬品普及事業費は、後発医薬品差額通知書に係る後納郵便料や通知書作成等に係る業務委託が主なもので、約2万6千件の通知書を発送しております。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費は、国保連合会

を通して医療機関に支払う診療報酬の負担金でございます。

2目 療養費は一般診療や補装具、あんま、はり・きゅう、移送費等療養費の負担金でございます。

2項 高額療養諸費 1目 高額療養費は、被保険者が支払った医療機関等の一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた分について、支払う負担金でございます。

2目 高額介護合算療養費は、医療と介護保険を利用した際に発生する自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、被保険者に支払う負担金でございます。

3項 その他医療給付費 1目 葬祭費は、被保険者が死亡した場合に、葬祭を行った者に対して支払う負担金でございます。

1万6,430件の支払いがございました。

3款1項1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、高確法第117条に基づき、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、国保中央会が全国レベルで財政調整をする特別高額医療費共同事業へ支払う負担金でございます。

4款 保健事業費 1項 健康保持増進事業費 1目 健康診査費は、長寿健診に係る補助金や口腔健診に係る委託料が主なものでございます。

不用額の主なものは、長寿健診の実績確定による補助金の執行残でございます。

2目 一体的実施推進事業費は、一体的実施事業に伴う高齢者保健事業に係る委託料が主なものでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。

5款 基金積立金 1項1目 運営安定化基金積立金は、標準システムのクラウド化及び機器更改費用の単年度での費用計上につきまして、市町村にお願いしている負担金が急激に増額となることを抑えるために、あらかじめ積み立てたものとなります。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金は、令和2年度に受け入れた国、県等の負担金等につきまして、当該年度における医療給付費等の実績確定に基づく精算により、超過交付分の返還を行った

ものでございます。

償還金の内容は、51ページの備考欄に記載のとおりでございます。

8款1項1目 予備費は表の一番右、備考欄に記載のとおり、2款 保険給付費 2項 高額療養諸費 1目 高額療養費の18節 負担金へ、631万6千円、また2款3項 その他医療給付費 1目 葬祭費の18節 負担金へ約800万円をそれぞれ充用しております。

なお、特別会計歳出決算参考資料を、別冊の議案説明資料の4ページから10ページに添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、55ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額が、80億8,197万3,767円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額となり、純繰越額として同額を令和4年度へ繰り越すこととなります。

なお、監査委員の決算審査結果につきましては、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第2号「令和3年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第7 議案第8号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたし



ます。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第8号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の113ページをお開きください。

今回の補正は、令和3年度決算剰余金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ462万3千円を追加し、予算の総額を9,753万8千円とするものでございます。

主なものについて、事項別明細書により御説明申し上げます。

119ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

2款1項1目 繰越金につきましては、令和3年度の一般会計繰越金462万4千円から令和4年度の当初予算計上分の1千円を差し引いた残りの462万3千円を計上しております。

120ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、現段階では特段の用途がないことから歳入における繰越金の増額分を3款1項1目 予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） これより順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一

般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○副議長（神崎 文男君） 次は、日程第8 議案第9号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松元事務局長。

〔松元祐成事務局長 起立〕

○事務局長（松元 祐成君） それでは、議案第9号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の121ページをお開きください。

今回の補正は、令和3年度決算剰余金の確定等に伴い、歳入歳出をそれぞれ39億3,331万5千円追加し、予算の総額を2,901億3,136万3千円とするものでございます。

それでは、124ページから128ページの事項別明細書により説明いたします。

まず、歳入でございます。

127ページをお開きください。

1款 市町村支出金 1項 市町村負担金 3目 療養給付費負担金を4,683万7千円増額しております。

これは、令和3年度療養給付費の実績確定、精算に伴い、負担不足となっておりました市町村の負担額を計上したものでございます。

次に、2款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 高額医療費負担金を2,494万6千円増額しております。

これは、令和3年度高額療養費の実績確定に伴い、国庫負担金の不足額

を計上したものでございます。

次に、3款 県支出金 1項 県負担金 2目 高額医療費負担金を2,494万6千円増額しております。

これは、先ほど説明いたしました国庫負担金と同額となり、実績確定に伴い、県負担金の不足額を計上したものでございます。

次に、4款1項 支払基金交付金 1目 後期高齢者交付金を18億660万5千円減額しております。

これは、令和3年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金につきまして、令和4年度の同交付金から返還額を相殺するため、減額するものでございます。

次に、9款1項1目 繰越金を56億4,319万1千円増額しております。

これは、令和3年度特別会計の決算におきまして、令和4年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

128ページを御覧ください。

2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費につきまして、18億660万5千円の財源更正を行っております。

これは、令和3年度後期高齢者交付金の確定に伴う返還金を、令和4年度の同交付金から相殺するため、減額分について、繰越金から充当することに伴う財源更正でございます。

次に、7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 4目 償還金を32億7,687万9千円計上しております。

これは、令和3年度療養給付費等の負担金の確定、精算により、右端の説明欄に記載しているものを償還金として返還するものでございます。

それぞれの返還金の積算根拠につきましては、別冊の議案説明資料の12ページから26ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、議案書128ページになりますが、8款1項1目 予備費は、6億5,643万6千円増額しております。

これは、先ほどの歳入のところで説明いたしました9款1項1目の繰越金につきまして、国などへの返還金などの精算額が確定したものを控除した残余であり、現段階では特定の用途がないことから予備費に計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔松元祐成事務局長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「令和4年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○副議長（神崎 文男君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、中西広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

中西広域連合長。

〔中西茂広域連合長 起立〕

○広域連合長（中西 茂君） 定例会の閉会に際し、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様には御審議を賜りまして、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに対して、心からお礼を申し上げたいと思います。

当広域連合といたしましては、今後とも関係機関、団体とも連携を図り、

本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について、御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

〔中西茂広域連合長 着席〕

○副議長（神崎 文男君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後2時38分＝

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 神崎文男

署名議員 中屋謙治

署名議員 徳永留夫